

令和6年度 第1回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

資料目次

1	国民健康保険税の課税限度額の改正について	1 頁
2	国民健康保険税における軽減判定基準の改正について	4 頁
3	令和 5 年度国民健康保険の事業状況について	
	(1) 令和 5 年度国民健康保険特別会計収支計算書	7 頁
	(2) 令和 5 年度医療費等の動向	9 頁
	(3) 令和 5 年度国民健康保険税の収納状況	10 頁
4	令和 5 年度保健事業の実施状況について	11 頁

1 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 課税限度額とは

国民健康保険税は医療給付費分（医療費などにあてられる財源）、後期高齢者支援金等分（75歳以上の方の医療費などにあてられる財源）、介護納付金分（介護サービス費などにあてられる財源）の3つの区分によって算定した税額の合算額となります。

この区分ごとに課税限度額が定められており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この課税限度額を税額とすることになっています。

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の88の2）において国の法定限度額が規定されており、その範囲内で、各市町村が条例により課税限度額を定めることになっています。

(3) 課税限度額の改正案について

ア 改正理由

被保険者間の保険税負担の公平の確保と中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において法定限度額が改正されたことに基づき、課税限度額を改正するもの。

イ 改正内容

後期高齢者支援金等分の課税限度額を24万円（現行22万円）に引き上げる。

区 分	現行	改正後	比較
医療給付費分	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
（合 計）	104万円	106万円	+2万円

(4) 改正による影響について

ア 限度超過世帯数及び限度超過額の比較

区 分	現行	改正後	影響世帯数・税増加額		
	（上段）限度超過世帯数 （下段）限度超過額		満額増加世帯	←以外の税額 増加世帯	合計
医療給付 費分	190世帯 97,122,262円	190世帯 97,122,262円	— —	— —	— —
後期高齢者 支援金等分	239世帯 39,663,748円	189世帯 35,633,617円	189世帯 3,780,000円	50世帯 250,131円	239世帯 4,030,131円
介護納付 金分	148世帯 17,251,647円	148世帯 17,251,647円	— —	— —	— —
全体	154,037,657円	150,007,526円	3,780,000円	250,131円	4,030,131円

※「現行」はR5年度（本算定時）のデータに被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に賦課限度額を置き換えて算出したもの

イ 限度超過世帯の比較（年税額）

【現行】

被保険者数 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
7,000,000円	802,500円	845,700円	862,400円	879,100円	895,800円
8,000,000円	902,000円	935,400円	952,100円	968,800円	985,500円
9,000,000円	990,000円	1,014,800円	1,027,200円	1,039,600円	1,040,000円
10,000,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円
11,000,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円

【改正後】

被保険者数 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
7,000,000円	802,500円	845,700円	862,400円	879,100円	895,800円
8,000,000円	902,000円	935,400円	952,100円	968,800円	985,500円
9,000,000円	991,100円	1,024,500円	1,041,200円	1,057,900円	1,060,000円
10,000,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円
11,000,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円

※条件：①所得は、世帯主の給与のみ

②世帯主と妻が40歳以上65歳未満（介護納付金分あり）

③子どもは全て未就学児（均等割軽減対象）

これまでの税率税額の改正経過

<国保税（医療給付費分）改定状況>

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
27年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	52万円	52万円
28年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	54万円	54万円
29年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	54万円	54万円
30年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	58万円	58万円
31年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	61万円	61万円
2年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	63万円	63万円
3年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	63万円	63万円
4年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	65万円	65万円
5年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	65万円	65万円
6年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	65万円	65万円

<国保税（後期高齢者支援金等分）改定状況>

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
27年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	17万円	17万円
28年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	19万円	19万円
29年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	19万円	19万円
30年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
31年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
2年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
3年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
4年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	20万円	20万円
5年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	22万円	22万円
6年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	※ 24万円	24万円

※改正案

<国保税（介護納付金分）改定状況>

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
27年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
28年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
29年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
30年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	16万円	16万円
31年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	16万円	16万円
2年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	17万円	17万円
3年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	17万円	17万円
4年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円
5年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円
6年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円

2 国民健康保険税における軽減判定基準の見直しについて

(1) 国民健康保険税の軽減制度について

同一世帯の世帯主と国保加入者等の所得金額等を合計した所得が一定金額以下の場合、国保税（均等割額及び平等割額）が軽減されます。

（均等割額・・・1人当たりの税額、平等割額・・・1世帯当たりの税額）

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の89）において軽減の基準が規定されており、法定軽減として、国の基準どおりに各市町村が条例で定めることになっています。

(3) 軽減判定基準の改正案について

ア 改正理由

低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において軽減判定基準が改正されたことに基づき、国の基準どおりに軽減の基準を改正するもの。

イ 改正内容

軽減割合		軽減判定基準額
7割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	同上
5割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋ <u>29万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	基礎控除額（43万円） ＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
2割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋ <u>53.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	基礎控除額（43万円） ＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円

※ 被保険者数は、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）の人数を含める。

※ 給与所得者等

一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

ウ 適用

令和6年度分以後の国民健康保険税について適用

エ 軽減判定所得の比較

【現行】

(単位：円)

軽減割合	被保険者数	給与所得者等の数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
7割	1人	430,000	-	-	-	-	-
	2人	430,000	530,000	-	-	-	-
	3人	430,000	530,000	630,000	-	-	-
	4人	430,000	530,000	630,000	730,000	-	-
	5人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	-
	6人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000
5割	1人	720,000	-	-	-	-	-
	2人	1,010,000	1,110,000	-	-	-	-
	3人	1,300,000	1,400,000	1,500,000	-	-	-
	4人	1,590,000	1,690,000	1,790,000	1,890,000	-	-
	5人	1,880,000	1,980,000	2,080,000	2,180,000	2,280,000	-
	6人	2,170,000	2,270,000	2,370,000	2,470,000	2,570,000	2,670,000
2割	1人	965,000	-	-	-	-	-
	2人	1,500,000	1,600,000	-	-	-	-
	3人	2,035,000	2,135,000	2,235,000	-	-	-
	4人	2,570,000	2,670,000	2,770,000	2,870,000	-	-
	5人	3,105,000	3,205,000	3,305,000	3,405,000	3,505,000	-
	6人	3,640,000	3,740,000	3,840,000	3,940,000	4,040,000	4,140,000



【改正後】

(単位：円)

軽減割合	被保険者数	給与所得者等の数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
7割	1人	430,000	-	-	-	-	-
	2人	430,000	530,000	-	-	-	-
	3人	430,000	530,000	630,000	-	-	-
	4人	430,000	530,000	630,000	730,000	-	-
	5人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	-
	6人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000
5割	1人	725,000	-	-	-	-	-
	2人	1,020,000	1,120,000	-	-	-	-
	3人	1,315,000	1,415,000	1,515,000	-	-	-
	4人	1,610,000	1,710,000	1,810,000	1,910,000	-	-
	5人	1,905,000	2,005,000	2,105,000	2,205,000	2,305,000	-
	6人	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
2割	1人	975,000	-	-	-	-	-
	2人	1,520,000	1,620,000	-	-	-	-
	3人	2,065,000	2,165,000	2,265,000	-	-	-
	4人	2,610,000	2,710,000	2,810,000	2,910,000	-	-
	5人	3,155,000	3,255,000	3,355,000	3,455,000	3,555,000	-
	6人	3,700,000	3,800,000	3,900,000	4,000,000	4,100,000	4,200,000

※所得金額等の合計には、擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の所得が含まれる。

(4) 軽減判定基準の改正による影響について

軽減額の比較

軽減割合	現行	改正後	増減	備考
7割	3,716世帯 189,557,012円	3,716世帯 189,557,012円	— —	改正なし
5割	2,221世帯 88,882,861円	2,258世帯 90,276,143円	37世帯 1,393,282円	
2割	1,724世帯 29,173,514円	1,747世帯 29,585,646円	23世帯 412,132円	
計	7,661世帯 307,613,387円	7,721世帯 309,418,801円	60世帯 1,805,414円	

※「現行」はR5年度（本算定時）のデータに被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に軽減判定所得を置き換えて算出したもの

<保険基盤安定制度>

保険税軽減（7割・5割・2割）の対象となった被保険者の保険税のうち、軽減相当額を公費で財政支援する制度（県・・・4分の3、市・・・4分の1）

3 令和5年度国民健康保険の事業状況について

(1) 令和5年度国民健康保険特別会計収支計算書【歳入】

	令和4年度 決算額①	令和5年度		対前年度比 ③÷①	収入率 ③÷②	令和6年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
国民健康保険税	2,619,075,917円	2,411,916,000円	2,389,846,000円	91.2%	99.1%	2,265,296,000円	
使用料及び手数料	0円	1,000円	0円	-	0.0%	1,000円	
国庫支出金	284,000円	592,000円	479,000円	168.7%	80.9%	11,579,000円	
県支出金	8,471,201,205円	8,575,689,000円	8,451,587,000円	99.8%	98.6%	8,510,328,000円	
財産収入	135,192円	1,000円	93,000円	68.8%	9,300.0%	1,000円	
繰入金	1,028,081,486円	1,302,832,000円	1,222,827,659円	118.9%	93.9%	1,369,864,000円	
繰越金	274,976,767円	123,983,000円	204,064,000円	74.2%	164.6%	100,001,000円	
諸収入	77,840,540円	35,038,000円	49,046,000円	63.0%	140.0%	40,930,000円	
合 計	12,471,595,107円	12,450,052,000円	12,317,942,659円	98.8%	98.9%	12,298,000,000円	

繰入金の内訳

一般 会計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	344,780,455円	339,073,000円	339,072,420円	98.3%	100.0%	339,073,000円	
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	213,282,938円	205,794,000円	205,793,444円	96.5%	100.0%	205,794,000円	
	職員給与費等繰入金	148,410,000円	145,783,000円	145,783,000円	98.2%	100.0%	193,082,000円	
	出産育児一時金繰入金	16,800,000円	26,667,000円	26,667,000円	158.7%	100.0%	20,000,000円	
	財政安定化支援事業繰入金	40,126,000円	39,568,000円	39,568,000円	98.6%	100.0%	36,138,000円	
	未就学児均等割保険税繰入金	5,568,093円	4,968,000円	4,967,623円	89.2%	100.0%	5,627,000円	
	産前産後保険税繰入金	0円	194,000円	192,372円	-	99.2%	775,000円	
	福祉医療制度波及繰入金	168,533,000円	150,313,000円	150,313,000円	89.2%	100.0%	145,084,000円	
	国民健康保険税減免措置繰入金	7,666,000円	8,721,000円	8,720,200円	113.8%	100.0%	8,721,000円	
	保健事業費繰入金	82,915,000円	87,404,000円	87,404,000円	105.4%	100.0%	88,352,000円	
	基金積立繰入金	0円	14,347,000円	14,346,600円	-	100.0%	1,000円	
基金繰入金	0円	280,000,000円	200,000,000円	-	71.4%	327,217,000円		

【歳出】

	令和4年度 決算額①	令和5年度		対前年度比 ③÷①	執行率 ③÷②	令和6年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
総務費	145,674,290円	150,456,000円	145,471,000円	99.9%	96.7%	218,818,000円	
保険給付費	8,352,989,854円	8,436,762,000円	8,247,456,000円	98.7%	97.8%	8,331,900,000円	
国民健康保険事業費納付金	3,604,457,384円	3,657,366,000円	3,657,364,000円	101.5%	100.0%	3,594,615,000円	
保健事業費	124,738,891円	137,027,000円	115,069,000円	92.2%	84.0%	138,874,000円	
基金積立金	0円	14,347,000円	14,347,000円	-	100.0%	1,000円	
公債費	0円	1,000円	0円	-	0.0%	1,000円	
諸支出金	39,670,516円	53,093,000円	44,345,000円	111.8%	83.5%	12,791,000円	
予備費	-	1,000,000円	-	-	-	1,000,000円	
合 計	12,267,530,935円	12,450,052,000円	12,224,052,000円	99.6%	98.2%	12,298,000,000円	

歳入－歳出	204,064,172円	-	93,890,659円	46.0%	-	-	
単年度収支	△ 70,912,595円	-	△ 110,173,513円	-	-	-	

(2) 医療費等の動向

項目	令和3年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度
	決算	決算	伸び率	決算見込	伸び率	当初予算
療養給付費	7,428,906,396円	7,242,152,071円	97.5%	7,091,274,156円	97.9%	7,136,778,000円
療養費	81,388,180円	77,313,274円	95.0%	76,036,574円	98.3%	75,702,000円
高額療養費	1,044,612,397円	976,539,882円	93.5%	1,026,684,414円	105.1%	1,056,638,000円
高額介護合算療養費	431,773円	865,735円	200.5%	882,779円	102.0%	960,000円
療養諸費 計	8,555,338,746円	8,296,870,962円	97.0%	8,194,877,923円	98.8%	8,270,078,000円
出産育児一時金	18,060,000円	23,888,710円	132.3%	22,870,376円	95.7%	30,000,000円
葬 祭 費	9,350,000円	8,300,000円	88.8%	8,050,000円	97.0%	10,000,000円
傷病手当金	412,447円	1,645,443円	398.9%	145,719円	8.9%	0円
合 計	8,583,161,193円	8,330,705,115円	97.1%	8,225,944,018円	98.7%	8,310,078,000円

6

年平均世帯数	一般	16,613世帯	16,168世帯	97.3%	15,396世帯	95.2%	14,970世帯
	退職	0世帯	0世帯	-	0世帯	-	0世帯
	計	16,613世帯	16,168世帯	97.3%	15,396世帯	95.2%	14,970世帯
年平均被保険者数	一般	26,329人	25,127人	95.4%	23,498人	93.5%	22,410人
	退職	0人	0人	-	0人	-	0人
	計	26,329人	25,127人	95.4%	23,498人	93.5%	22,410人

一人当たりの療養諸費 (保険者負担額)	324,940円	330,197円	101.6%	348,748円	105.6%	369,035円
------------------------	----------	----------	--------	----------	--------	----------

(3) 令和5年度 国民健康保険税の収納状況

各年 翌3月末現在

区 分	令和4年度調定分					令和5年度調定分						(参考) 令和4年度 決算 収納率
	調定額		収入済額		収納率 ①	調定額		収入済額		収納率 ②	収納率 前年比 ②-① (ポイント)	
	(円)	前年比	(円)	前年比		(円)	前年比	(円)	前年比			
国民健康保険税	3,142,323,655	98.3%	2,417,507,154	92.4%	76.9%	2,936,424,756	93.4%	2,207,665,320	91.3%	75.2%	△ 1.7	83.3%
現年課税分	2,633,700,700	100.3%	2,308,537,494	92.7%	87.7%	2,434,475,000	92.4%	2,105,778,971	91.2%	86.5%	△ 1.2	95.3%
滞繰課税分	508,622,955	89.2%	108,969,660	85.5%	21.4%	501,949,756	98.7%	101,886,349	93.5%	20.2%	△ 1.2	21.4%

※収納率は、還付未済額を除いて計算

4 保健事業の実施状況について

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(各年度4月1日現在)

	特定健康診査			特定保健指導(動機付け支援)			特定保健指導(積極的支援)		
	令和4年度	令和5年度	伸び率	令和4年度	令和5年度	伸び率	令和4年度	令和5年度	伸び率
対象者数	21,560人	20,007人	92.8%	683人	606人	88.73%	149人	140人	93.96%
受診(利用)者数	10,411人	9,432人	90.6%	85人	55人	64.71%	13人	13人	100.00%
受診(利用率)	48.29%	47.14%	△ 1.15ポイント	12.45%	9.08%	△ 3.37ポイント	8.72%	9.29%	+0.57ポイント

(2) データヘルス計画に基づく保健事業実施状況(令和6年4月1日現在)

事業名	目的及び概要	(実施月)												実施状況				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病性腎症の重症化を防ぐため、血糖値が高いにも関わらず未治療の者に対して保健指導を実施する。												○実施	○実施	○実施	○実施	○実施	令和5年度の特定健診において高血糖であったにも関わらず未治療の者に対し、保健師が保健指導を実施する。 保健指導対象者 18人 【結果】 受診勧奨率(通知、電話、訪問での勧奨)【目標:100%】 R5:18/18人(100%) R4:16/16人(100%) R3:32/32人(100%) 医療機関受診率【目標:40%】 R5:4/18人(22.2%) R4:2/16人(12.5%) R3:5/32人(15.6%) 検査値改善率【目標:70%】 R5:R6中に健診結果で確認 R4:1/16人(6.3%) R3:6/32人(18.8%)
高血圧重症化予防	特定健康診査で血圧値が受診勧奨判定値以上であるにも関わらず未治療の者に対して、医療機関の受診を勧奨する。												○実施	○実施	○実施	○実施	○実施	令和5年度の特定健診において高血圧であったにも関わらず未治療の者に対し、保健師が医療機関受診を電話で勧奨する。 受診勧奨対象者 130名 【結果】 受診勧奨率(電話での勧奨)【目標100%】 R5:130人/130人(100%) R4:134人/134人(100%) R3:231人/231人(100%) 医療機関受診率【目標:20%】 R5:16人/130人(12.3%) R4:3人/134人(2.2%) R3:39人/231人(16.9%)